

山口県産業技術センター法人化準備委員会（第1回）の審議要旨

- 1 日時 平成20年5月9日（金） 14：00～15：30
- 2 場所 山口県庁 県政資料館2階 第1会議室
- 3 出席者 上田文雄委員、金子準二委員、平野千博委員、上符正顕委員、佐本敏朗委員、山田隆裕委員、松本佳昭委員

（委員会の内容）

I 県商工労働部長挨拶

県においては、県内唯一の工業系公設試験研究機関である産業技術センターが、中核的技術支援拠点として多様な企業ニーズに即応できる機動的な組織体制となり、自律的なマネジメントシステムを確立しつつ、サービスの一層の向上と効率的な業務運営を図るため、ふさわしい組織のあり方について、産業界の御意見を伺うとともに現場の声も聞きながら、総合的に検討をしてきたが、本年2月、県政集中改革本部会議において、地方独立行政法人への移行が適切であると決定された。

これを受け、本年度当初予算では、産業技術センターの地方独立行政法人化に向けた準備経費のほか、民間の人材を登用して、技術シーズの掘り起こしから事業化に至るまでの一貫したプロジェクトマネジメントを行う体制を産業技術センター内に構築していくための予算が措置されている。また、組織面では、本庁の新産業振興課に独法化準備班を設置するとともに、産業技術センターに準備要員1名の追加配置を行ったところである。

こういった体制整備を受けて、来年4月から産業技術センターを地方独立行政法人として円滑にスタートさせるためには、この1年間で万全の準備を進めなければならない。大変短い期間で恐縮ではあるが、当準備委員会においては、組織運営や人事・給与制度、目標・評価制度のほか、財務会計システムの確立など、新しく生まれ変わる産業技術センターの礎となる数多くの重要事項について集中的に御審議いただき、新体制への移行に向けた作業を確実に進めるに当たって、皆様の御意見を賜りたいと考えている。どうか忌憚のない御意見、御発言をお願いします。

II 委員紹介等

各委員及び事務局職員を紹介。委員長には、佐本委員（山口県商工労働部長）が就任し、議長として議事を進行することとした。

III 議題

- (1)山口県産業技術センター法人化準備委員会の設置及び運営について
 - ①設置要綱及び準備態勢について
 - ②運営スケジュールについて→ 資料1、2、3により、事務局から説明。

(2) 法人組織について

① 法人組織案について

② 定款規定事項及び定款案について

→ 資料4、5、6により、事務局から説明

法人組織案（役員体制）について

●委員 ◇委員長 □事務局

□理事長のあるべき姿については、新たなセンターの顔という形で、県内外を問わず精力的に民間企業へ出向いて、企業ニーズなりシーズの発掘を行っていただき、場合によっては、工場など現場に出向いて一緒に油まみれになるくらいの自律的・機動的トップマネジメントを発揮していただきたいと考えている。

□理事長をサポートするための体制として、経営に関する重要事項を審議する「経営委員会」と技術支援なり研究開発に関する重要事項を審議する「企業支援委員会」を設置する。

□役員体制構築のポイントは、①対外的な顔である理事長を実務面からサポートする常勤役員、すなわち副理事長を設置する②組織の規模に見合った役員体制を構築する③各役員のそれぞれ役割分担を明確にする、の3点から役員体制を検討した。

□先行県の例を参考に3案の役員体制を検討。メリット及びデメリットを整理し、最もスリムな案を採用したい。なお、理事長については、今のところ常勤とするか非常勤とするかは白紙の状態。

●基本的に経営責任者が理事長になるのがわかりやすいし、現場でセンターという組織を引っ張っていく人材が理事長になるのが望ましい。対外的な顔としての役割は非常勤の役員が担ってもよく、理事長でなければならないわけではない。

●理事長を非常勤とした方が、柔軟に優秀な人材を登用することが可能になると思われるが、法人の最終的な経営責任を非常勤の理事長が担えるのか。

●センターの対外的なアピールと経営責任の点から、その時々最適な人材を組み合わせられるように、制度としては、理事長は常勤でも非常勤でも対応できるよう、選択の余地がある形にする必要がある。

定款素案について

□県行政との一体性及び業務の中立・公正性を確保する観点から、特定地方独立行政法人（公務員型）を選択する。

□役員定数については、先に説明した考えに沿って、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内、監事2人以内としている。

□役員任期については、理事長、副理事長及び理事の任期は4年、監事は2年で再任可。ただし、再任の場合は、+2年+2年とし、最長8年までとする。

□中期計画の期間を一応5年と設定し、任期を4年とずらすことにより、理事長自らが立てた計画に基づいて業務を遂行できるという考え方を採っている。

●理事長の任期を2年ではなく、4年にしている理由は。

□一度任命をするからには、腰を据えて、中期目標・中期計画に従って一定期間、一貫したマネジメントをやってもらうという意図で4年と設定。

●役員任期について、最近の企業では、執行役員の任期は1年という例もある。任期が4年では長すぎる。2年毎にチェックし、再任していくのがよいのでは。

●任期が最長8年というのは、長いのではないか。大手の会社でも、6年くらいでどんなにいい社長でも変わっているのが通例。よほどのカリスマ社長やオーナー社長を除いては。

□あくまで制度上の上限であり、いずれの理事長も8年間という意味ではない。これを6年と定めると、どんなにいい人が来ても7年目はやらせないというのはどうか、と考えてのこと。柔軟性をどう持たせるかについて、事務局で再度検討する。

◇今回は第1回目でもあるので、役員体制及び定款についての素案を事務局から提示し、それに対する意見をお聞きしたもの。「法人組織」について今回結論を出すものではなく、今回の意見を踏まえ、今後事務局で検討を行い、次回の準備委員会に報告してほしい。